

令和2年度 第13回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和3年3月24日（水）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第13回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和3年3月24日（水）1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第27号 押印廃止に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について（追加）
議案第28号 青梅市教育委員会後援名義使用承認事務取扱規程の一部改正について（追加）
議案第29号 青梅市学校運営協議会規則について（追加）
議案第30号 青梅市立学校職員安全衛生管理規則について（追加）
議案第31号 青梅市立学校事案決定規程の一部改正について（追加）
議案第32号 青梅市立学校等職員服務規程等の一部改正について（追加）
- 6 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分報告について（教育総務課・指導室）
 - 2 青梅市立公立学校教員海外姉妹都市派遣研修実施要綱の廃止について（指導室）
 - 3 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔2月分〕（教育指導担当）
 - 4 令和3年度社会教育事業年間計画について（社会教育課）
 - 5 諸報告
 - （1）委員会等会議録
 - ア 青梅市立学校給食センター運営審議会会議録（学校給食センター）
 - （2）事業等の実施予定について
 - ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）
 - （3）事業等の実施結果について
 - ア 長期欠席児童・生徒の状況（1月）について（教育指導担当）
 - イ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課）
 - 6 令和2年度教育費補正予算について（教育部）
 - 7 令和3年度教育費補正予算について（教育部）
-

協議事項（再掲）

- 1 令和3年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について（教育総務課）
- 2 押印廃止に伴う関係教育委員会規則等の整備について（教育総務課）
- 3 青梅市学校運営協議会規則の制定について（指導室）
- 4 青梅市立学校職員安全衛生管理規則の制定について（指導室）
- 5 青梅市立学校事案決定規程の一部改正について（指導室）
- 6 青梅市立学校等職員服務規程等の一部改正について（指導室）
- 7 青梅市立学校に勤務する会計年度任用職員の兼業および兼職に関する要綱の一部改正について（指導室）
- 8 青梅市スクール・サポート・スタッフ取扱要綱の一部改正について（指導室）

出席委員	教 育 長	岡 田 芳 典
	教育委員会委員	大 野 容 義
	教育委員会委員	稲 葉 恭 子
	教育委員会委員	榎 本 淳一郎
	教育委員会委員	百 合 陽 子

出席説明員	教 育 部 長	浜 中 茂
	教育総務課長	芥 川 純一郎
	学 務 課 長	榎 戸 智
	指 導 室 長	手 塚 成 隆
	教育指導担当主幹	梶 井 ひとみ
	学校給食センター所長	渡 部 亀四郎
	社会教育課長	和 田 宏
	文 化 課 長	北 村 和 寛
	美 術 担 当 主 幹	田 島 奈都子

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	金 丸 智 洋

午後1時30分開会

日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（岡田）】 本日の定例会には、教育長および委員4名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。

これより、令和2年度第13回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（岡田）】 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録の署名委員には、大野委員を指名いたします。

【委員（大野）】 わかりました。

【教育長（岡田）】 次に、令和3年2月4日開催の第11回定例会および2月17日開催の第12回臨時会の会議録につきましては、個別に送付させていただき、それぞれご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 ご異議がないようでございますので、令和2年度第11回定例会および第12回臨時会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

【教育長（岡田）】 次に、本日の議事進行につきまして、教育長報告事項1につきましては、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行います。

日程第3 教育長報告事項

【教育長（岡田）】 それでは、教育長報告事項から始めます。

まず初めに、委員の皆様から報告を頂戴したいと思います。どなたかございますか。

【委員（大野）】 せんだって久しぶりに吉野家住宅へ行きました。確かにだいぶ屋根も傷んだり、障子が破れたりしていました。そのときに、そこを管理しておられる方からお話を伺ったら、ほんとに人が来ていないんだそうです。

せんだって総合教育会議で出た話について、私は欠席でわからないところがあるので重なるかもしれませんが、吉野家住宅に限らず既存の施設を有効に利活用するには、やはり人が大勢来てもらうような工夫が必要だろうと思います。その一つとして、さまざまな市民の方たちがつくっている団体の活動拠点に使ってもらってもいいんじゃないだろうか。市民団体の方、それから社会教育課の市民講座なども、吉野家住宅なり他の施設等を使ってもらう。どここの団体はどこどこを活動拠点にするというのが大体ありますよね。そういう場にしてもらってもいいんじゃないか。

例えば具体的にいくならば、郷土博物館であれば郷土史家の方たちの愛好団体等の集まりの拠点にする。それから、市立小・中学校の歴史部などがあれば、そういう学校の関係の活動拠点。美術館であれば、絵画の関係の団体とか、書道の団体とか、市立中学校の美術部の活動拠点。要するに、そこで集まって活動するという場を設定しなければいけないけれども、そういうもの。それから吉野家住宅であれば、町おこし団体とか、和楽器の愛好家の方たちの実際の練習を吉野家住宅の座敷にあがって行くとか、それからちょっと毛色が違うけれども、新青梅街道沿いですので郷土の物産の販売所みたいなもの。そうやって、人が集まるようにしていくということで、せっきくの施設ですから大いに使っていただけると、吉野家住宅を見て思いました。また機会があったら、そういうことを皆さんとアイデアを出し合っていたらなと思います。

2点目ですけれども、タブレット端末は届いたのかどうか、そこらあたりのことについて後ほど教えていただければと思います。

【教育長（岡田）】 1点目につきましては、今コロナ禍ということもありますけれども、それが明けたときに、いろいろなアイデアを持ち寄って活用策を検討していただきたいと思います。

端末はここで入ったようなので、卒業式が終わって子どもたちがいなくなっただけから見にいこうかなと思ったんですけれども。主幹をお願いします。

【教育指導担当主幹（梶井）】 3月21日に全ての学校の工事、それから端末の配置は終わっております。3月末に向けて最終の点検をしているところでございます。

【委員（大野）】 わかりました。

【委員（稲葉）】 先日、「多摩の子・多摩子ども詩集」が発刊されて、知り合いの子どもが「載ったよ」と言って嬉しそうに見せてくれたんですけれども、コロナ禍の中で本当は別々の冊子なのが合体してA4の大きなサイズでたくさん載っていた中で、6年生のところでは、御岳に行けて、キャンプをして、いろいろな体験ができてとても嬉しかったという作文が載っていたり、重点的に青梅の子どもたちを見たんですけれども、こんなに大変な中でよく子どもたちは明るく元気にいろんなことに気づいて、これだけのきちとした文章を書けているんだということで感動しました。それを指導してくださった先生たち、それに気づいてくださった先生たちに本当にありがたいなという気持ちでいっぱいでした。

調べると、昭和24年ぐらいからずっと長く続いている詩集と「多摩の子」なので、引き続き続けていければいいなと思います。知っているお名前もずらっと並んでいたのもとっても嬉しかったです。これが1点目です。

2点目ですけれども、子育て応援のNPOをしているんですが、先日子育て支援センターにいろいろな業者さんがお手洗いの工事とかで入ってこられたんですね。ああいうところの施設は感染予防で検温、消毒をして厳しいチェックをしてから入館して子どもたちは遊んでいるんですけれども、工事のおじさんたちが代表者1人だけでいいだろうということで入ろうとされたので、スタッフが阻止して、いや、そういうところではありませんと。あそこは子育て支援

課の管轄なんですけれども、教育委員会もいろいろな施設を管轄していて、そこにいろいろな工事業者が入ると思うんですけど、そのときの入館に際してはきちっと検温、消毒というところを業者さんにも徹底していただければいいかなと思いました。いろいろな工事関係が入る施設は、ちょっと注意していただければいいかなと思いました。

以上の2点です。よろしくをお願いします。

【教育長（岡田）】 2点目については教育総務課長、施設課ともよく調整して、出入りする人の衛生面の徹底をお願いしたいと思います。

1点目の多摩子ども詩集ですけれども、戦後間もないときに第二小学校の先生方から始まったらしいです。過去にもいろいろありまして、当時は校長先生と教員と、労使協調路線もありましてやっていたんですけども、校長と教員が一緒につくるのは、ということで1回中断したことがありました。また一昨年、あきる野市が担当のときに、福生市が学校の教育課程の中の範囲内のことではないので参加しないということもあったんですが、それを踏まえて昨年、西多摩8市町村の教育長の中で西多摩地域広域行政圏協議会に入ってもらって、総額80万円の予算を組むことにしまして、それを8市町村が分担して、そのうちの半額を東京都の補助も入れるという形です。ですから、今年度は80万円という公的なお金も入れた中で作成をいたしました。また、コロナということとありました関係で、本来冊子ももっとあったんですが、合冊した1回だけのもので今年度は実施しました。冊数も1,600冊販売できて20万円ほど剰余金が出たので、それは来年度の原資にしようという話で進んでいます。

今年度は奥多摩町ですが、来年度は青梅市が当番ですので、青梅市の方で担当する予定であります。状況が状況なので、年度末に向けて今年と同じような形になっていくんじゃないかなと思っております。

私もいつも読んでいますけれども、特に西多摩の子どもたちですので、自然に触れてとか、季節のこととか、都会の子にはないような表現の作品が多いという特色があるなと思っています。

また例年ですと3月に、多摩子ども詩集の発行の集いをあきる野のキララホールで実施していたんですが、それは去年と今年と中止になっています。その分、経費が浮いているということもあります。

来年度に向けて、また継続していきたいなと思っております。

【委員（榎本）】 先日、土曜日の教育委員会の児童・生徒の表彰式は、すごく地味だったんですけど、とても温かい雰囲気、久し振りにマスクを外した笑顔を見られて、こちらもホッとしました。卒業式の前に思い出のイベントができてよかったと思います。

それから、成木小学校の二酸化炭素の検査に行きました。それが2月の終わりだったんですが、授業の方はコロナ前のようなぎやかな授業に戻っていてホッとしました。もう3学期が始まっていて、かなり行事は潰れていたんですが、授業の方は予定どおりできているんですかと養護の先生に確認したら、行事が潰れたせいで授業の方は予定どおり終わっているというこ

とでした。その行事が潰れたことについて、すごく先生方は気になされていたようなんですが、3学期の最初の挨拶で6年生の児童が、こんな状況なので仕方がない、前を向いてやっぴいこうみたいな感じですがすごく立派な挨拶をしてくれて、そのことで先生たちがすごく勇気づけられたというようなお話をされていました。

以上です。

【委員（百合）】 私も表彰式のことなんですけれども、表彰状の文面がとてもわかりやすく、一人一人違って、将来自分がもらったものを見直したときに、ああ私、こういうので表彰されたんだというのがちゃんと子どもたちの記憶に残るもので、とてもよかったです。

3月19日に中学校の息子の卒業式に出席したんですけれども、さすがに出席の人数もかなり減ってしまっていて、体育館いっぱい席を広げて座って、ちょっとお隣の人と喋るということもできないぐらいの会場でした。在校生と先生たちが卒業式までにいろいろな準備をしてくれて、卒業証書をもらうときに、普段だったら吹奏楽の生の演奏があるんですけれども、それができなかったのも、コロナ禍でも歌を歌えた時期に録音したものを、証書をもらう間流して、各クラスの歌声がちゃんと聞こえていたというのがとてもよかったです。

在校生は当日出席できなかったのも、一人ずつ先輩に向けてメッセージを書いて、それを廊下に貼って、卒業生がそこを歩いてそのメッセージが読めるという、例年とは全く違う状況だったんですけれども、3年生を送ってあげたいという気持ちがとても伝わる、温かい卒業式だったと思います。

給食も最後だったんですけれども、小・中学校の9年間いろいろなメニューを考えていただいて、おいしく、そして健康になりました。どうもありがとうございました。

以上です。

【教育長（岡田）】 昨年と今年と、卒業式また4月の入学式に顔を出せないというのがすごく残念だなという気持ちがあります。特に、昨年3月は学校休業ということで何もできなかったんですけど、今年は学校だよりを見ていると、けっこうコロナ対策をしながら卒業式に向けていろいろな行事ができていたようで、それはよかったです。

もう一つ、今日お手元に学校施設個別計画が入っているんですが、7ページの通学区域図を眺めていたんですが、ちょうど第二次ベビーブームということで、青梅市では昭和40年代後半から都営アパートや住宅供給公社の団地などもできて、子どもたちがどんどん増えました。そのときはほんとに母体校に児童・生徒が多過ぎて教室が足りないということで、待ったなしで新設校をどんどんつくっていった時代を経験しました。今後、これから逆に子どもたちが減っていく中で、統廃合が将来的な問題になってくると思います。教室が足りないときはもう待ったなしで新設校だけれども、統廃合するときは適正規模の12学級から18学級に揃えるのがいいのか、児童が一人でもいる限りは廃校にしない方がいいのか議論が分かれるなどということで、これはかなり時間をかけて、地域によって起伏に富んでいる地域と平坦な地域といろいろありますので、一律ではなくてそれぞれの地域特性を踏まえながら統廃合が進んでいくと

思います。でも、早くて5年、10年ぐらい先からじゃないかなという気はいたします。

特に一番の課題は、議会の中でも質疑があったんですが、第四小学校は昭和26年、ちょうど青梅市が市制施行をするときに、青梅町と霞村の境にできたので、できたときから中学校は第一中学校と第三中学校に分かれました。ほかはみんな同じ町村でしたので、同じ小学校から同じ中学校だったんですけど、第四小学校の宿命はそこにあって、今は吹上中学校ができたので3校に分かれるというのが大きな課題です。そこが一つ、統廃合する上ではまず大きな課題になってくるんじゃないかなと、いつも思っている次第であります。

それでは次に、教育総務課から順に現状報告について簡単に説明をお願いしたいと思います。

【教育総務課長（芥川）】 教育総務課からは1点ご報告いたします。

ただいま教育長の方からもお話があったんですけども、今年度、委員の皆様にもご協議いただきました青梅市の学校施設個別計画の方が本日の午前中に納品されましたので、机上にお配りさせていただきました。学校施設整備の資料としてご活用いただければと思います。今後はこの個別計画にのっとり、学校施設整備を進めてまいります。

なお、関係各位には後日、順次速やかに配布をさせていただきます。

教育総務課からは以上です。

【学務課長（榎戸）】 学務課でございますが、学務係の方は学校保健、来年度の健康診断につきましては、去年のようなイレギュラーなケースではなく、例年どおりで日程を組みました。これで、特に大きなことがなければ、令和3年度の健康診断は予定どおりやっていきたいと思っております。

特別支援教育の方ですが、就学支援委員会は全部終わりました、児童・生徒さんの就学先はほぼ決定いたしました。あとお1人、この時期でもまだ決まってない方が、小学校6年生から中学校に行く方でいらっしゃるんですが、そこにつきましても今、この週末対応しながら早めに決められれば、それで全て終わるといような状況でございます。

学務課からは以上でございます。

【指導室長（手塚）】 私の方からは3点お伝えします。

まず卒業式ですけども、3月19日に中学校、3月21日に東小・中学校、そして本日24日に小学校の卒業式が無事終了しているところでございます。

続きまして、青梅学の参加状況ですけども、御岳の宿坊の希望校は8校ありました。また日帰りの御岳散策等を希望している学校が7校、検討中が1校、実施せず1校でこれは東小学校になります。

続きまして、令和3年度の指導室内の行事の変更または中止事項についてお知らせをします。

まず、夏に行われています中学校の陸上記録会ですが、令和3年度から先は中止という形を決定しております。

続きまして、毎年冬に行っていました小学校、中学校の教育研究発表会ですが、来年度に限り、この日をICTの日という形にします。ICTの日としまして、ICT教育研究推進校の

発表をしていただこうと思っています。日程の関係がずれまして、小学校は予定どおりの教育研究発表会の日、1月19日（水）に第一小学校と第六小学校で研究発表を行っていただきます。また中学校においては、1月14日（金）に第一中学校と吹上中学校で研究発表をしていただく形になっています。こちらの研究発表については、誰か講師の先生を呼んで大々的に講演会を開くというのではなくて、行われた教室にそれぞれの先生方が各担当で入っていただいて、授業について、または1年間ICTに自分がどういうふうに取り組んできたのかを情報交換する場という形の、従来と違った研究発表会を実施して、教員のいわゆるICT、タブレットの活用についての資質向上を図っていく形にしていきたいと思います。

以上です。

【教育指導担当主幹（梶井）】 私の方からは2点報告させていただきます。

まず1点目は、来年度の学力向上に向けた取り組みについてでございます。現在土曜日の授業のサタデークラス、中学校3年生を対象としたスタディアシスト、そして放課後のステップアップクラスというのがございます。こちらの方をより成果を上げるために整理をいたしまして、放課後のステップアップクラスを充実させるとともに、中学校3年生への学習支援と進路指導に相当したスタディアシストの充実を図ります。そのため、土曜日の授業につきましては、基本的には中学校3年生を中心に組み込んでいただき、ステップアップの方も充実を図るという形で、少しそのあたりの整理をしていきたいというふうに考えております。

また2点目としましては、青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会を3月19日に実施いたしました。本年度の青梅市のいじめの状況ですとか課題について報告をさせていただきました。

以上です。

【学校給食センター所長（渡部）】 学校給食ですが、昨日小学校の学校給食が終了し、本日中学校の方が終了したことで、今年度無事に学校給食が終了いたしました。

思い返せば、私がセンター長に就任して3年になりますけれども、この間に根ヶ布調理場の休止や藤橋調理場への移行、米飯の回数が増、また今年度には公会計の開始やコロナの対応など思いがけないこともありました。多くのことがありましたが、この間に教育委員の皆様方には多くのご支援をいただきありがとうございました。お蔭さまで、この難しい変革期を乗り越えることができました。来年度以降も新給食センターの整備という大きな事業が控えておりますので、これからも引き続きご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

【社会教育課長（和田）】 社会教育課では、この1カ月の間幾つか講座を開催する予定でしたが、やはり新型コロナウイルスの影響により緊急事態宣言の延長等ありましたので、中止等をかなりさせていただいたところでございます。

その中で、年間を通じて国際理解講座が3月6日をもって今年度の講座が終了しております。当初20回を予定していたものが10回の開催となりまして、延べ人数が441名ということで、とりあえず無事に終わったということでご報告させていただきます。

また、2月23日に佐藤財団の共催事業としてはやぶさⅡの講演会を実施しました。こちら

もリモートで開催いたしまして、最大視聴者数が261ということで、かなり皆さんに視聴していただいて成功裏に終わったと考えているところでございます。

社会教育課は以上でございます。

【文化課長（北村）】 文化課の関係では、3月22日に緊急事態宣言が解除されてから、コロナ対策を行いながら引き続き、郷土博物館、吉川英治記念館、美術館等も開館しているところです。後ほど報告事項4でも説明させていただきますが、郷土博物館の方では来年度の4月17日からの新収蔵品展の準備、吉川英治記念館の方では4月3日からの春季展示「吉川英治の書簡展」の開催に向けまして、現在準備を行っているところでございます。

また、文化財の関係では、東京都指定有形文化財の武蔵御嶽神社の旧本殿の塗り替え事業と、野上春日神社の本殿の保存修理事業が完了しました。機会がありましたらぜひお越しいただきたいと思っております。

以上です。

【美術担当主幹（田島）】 お手元に、来年度4月からの1年間の年間計画と、それから4月冒頭にあります展覧会「五百城文哉作品展」のチラシを配付させていただきました。五百城文哉展に関しましては、去年予定していたものができなくなりまして、1年間スライドさせての開催ということでございます。前期・後期ではぼ総入れ替えという形になりますので、ご関心のある方は二度お越しいただきたいと思っております。お手元の方でもチケットをお配りしておりますので、よろしく願いいたします。

年間計画の方は、五百城文哉展がスライドしたということがありまして、今年は非常にある意味豪華でして、五百城文哉展の後、空調の関係で夏は開けられませんので閉館しまして、その後9月から青梅信用金庫の創立100周年事業ということの特別展が開催され、その後アートビューイング、最後は小島善太郎の展覧会ということで大型展を4つ。それから、来年度に関しましては、予定どおり1月末に小学校造形展を美術館で開催ということも予定をしております。

また、イベントに関しましては、五百城展に関しましてはギャラリー・トーク等は全部中止で、外のおくたま地域振興財団にお願いしております野草観察会テラリウムづくりの方だけは、関連イベントとして実施という予定になっております。一応9月から始まる青信の展覧会に関しましては、外部講師を呼ぶような講演会等は予定しておりませんで、ギャラリー・トーク等についても感染状況を見ながら実施の有無を先方と詰めていきたいと思っております。

以上です。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。

2 青梅市立公立学校教員海外姉妹都市派遣研修実施要綱の廃止について（指導室）

【教育長（岡田）】 それでは次に、教育長報告事項を説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項2、青梅市立公立学校教員海外姉妹都市派遣研修実施要綱の廃止に

ついて、を説明いたします。

【指導室長（手塚）】 それでは、報告資料2をご覧ください。青梅市立公立学校教員海外姉妹都市派遣研修実施要綱の廃止についてです。

まず1番としまして廃止の理由です。当該要綱は平成27年度以降活用されていない。そのため、秘書広報課と調整し、令和2年度をもって当該要綱を廃止しようとするものでございます。

2番の廃止の期日は、令和3年3月31日でございます。

こちらは秘書広報課とありますが、実際に現地の日本人スタッフの方でやりくりができるということもあって、中学校の教員の派遣は特に必要ないということから、このような廃止に至ったという形になっております。

以上でございます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

3 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔2月分〕（教育指導担当）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項3、青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔2月分〕、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それでは、報告資料3をご覧ください。

まず、いじめの認知件数としまして、アンケートから認知した件数、それ以外の件数、ウ合計の欄がございますが、477件となっております。そのうち、Bの対応状況といたしましては、期間内に解消したものと現在継続指導中であるものとございまして、一番下を見ていただきますと、477件のうち継続指導中のものが36件ございます。こちらにつきましては、主にはもう指導は終わり、その後の経過をよく見ているという丁寧な指導の継続中であるといったところで報告を受けておりますが、一部まだ事実確認ができていないものですか、さらに保護者、また関係機関と対応していく必要があるものということで続けております。

Cの発見のきっかけでございますが、「アンケート調査による発見」がやはり一番多く、全部で425件でございます。しかしながら、その隣Fの「本人からの訴え」が小学校で9件、中学校で21件、そして「保護者からの訴え」として小学校では6件、中学校では2件、合計8件ということで、こちらの数値は少し増えているようなところもございますので、アンケート調査を行うだけではなく、本人や保護者からもいじめに対する認識等で訴えがあり、それに対応しているという現状があるところでございます。

いずれにしても、まだ指導継続中のものが2月のこの段階で36件ございますし、この後3月末には毎年行われております問題行動等調査というもので1年間の調査結果が出てきますので、今この数値も含めて、学校に指導の経過、対応につきまして聞き取りをする中で、

3月末までにできる限りこの継続指導中を解消できるようにやっていきたいというふうに考えております。

報告は以上となります。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（大野）】 私、青梅の発見のきっかけの特徴は全国と比べたらどういうことになるだろうと思って、平成元年の文部科学省の発表と照らし合わせてみて、おもしろいことがわかったので、皆さんにご紹介したいと思うんです。

小学校は「アンケート調査による発見」というのが多いわけですがけれども、全国ですと58.2パーセントなんです。ところが青梅の全体の発見に対する割合は93.7パーセント。つまり、青梅の小学校については、これまでの11カ月では、「アンケート調査による発見」が大変有効に機能している。

中学校についてはどういうことが言えるかということ、中学校は全国が37.6パーセント、青梅は31.4パーセントで、これは傾向としては大きな違いはないんだけど、「本人からの訴え」が青梅は60パーセントを占めているんだけど、全国は25.2パーセント。これは何を意味するかということ、本人から誰に訴えるかといったら、当然先生に訴えるわけですね。つまり、青梅の中学校の子弟関係、生徒から見たときの先生への信頼感、これはかなり高いんじゃないかと言えるんじゃないかなということ、この数字から見ました。

皆さんと一緒にこれを共有したいと思ひまして、お話ししました。

【教育長（岡田）】 どうもありがとうございました。ほかに。

【委員（稲葉）】 このいじめ調査、とっても効果的だと思うんですけれども、実際、現場でいじめはどうして起こるかという教育はされていると思うんですが、根本的なところの人権教育をきちっとしていかないと、いじめというのはなかなか減らないと思うんです。その人権教育のところ、先生方が人権についてどう思っているのかというのが一番大事だなとすごく感じています。

子どもたちにも人権とはどういうものであるかということ伝えていく必要はあると思うんですけど、まず先生方が通り一辺倒のこうであるべきだよねということではなくて、心にズシんとくる、腑に落ちる人権というもののとらえ方の研修をしていただければいいかなと思うんです。

それに有効な、前々から言っていますワークショップで、実際に人権とはどういうふうなわかりやすい言葉でドンと腑に落ちるのかというところを学んでいただければ、先生方も子どもたちに対して自信を持って人権について話をすることができ、そしてみんなでその意識を共有することによっていじめがどんどん減っていくし、いじめを寸前で止めることができるというふうに、私はすごく期待しているんです。

その辺のところを、教育委員会は具体的に動いていかないといけないんじゃないか。コロナ

になってから特に特にそんなふうに思うので、ぜひ具体的ないい方策があるんですから、そこをどんどん活用して実際に動いていただければいいかなと思っております。

【教育指導担当主幹（梶井）】 今ちょうど来年度の指導室の事業等も検討しているところですので、そういったご意見を踏まえて考えていきたいと思っております。

【委員（稲葉）】 よろしくお願ひします。

【委員（榎本）】 以前、いじめの活動で、アンケートによる報告が中学生は少ないということを書いていまして、今回その活動でどのように変わるか見ていたんですけど、あまり変わってないというか、中学生はやはり小学生に比べるとアンケートで発覚することは割合的には少ないというふうに感じました。これは認識の変化とか、友達とのかかわり方で、いじめというものの考え方というのも変わってくるためかなとも思うんですけど、もしかしたら友達との関係を気にしていたりするのかもしれない。アンケートのやり方によってはもう少し出る可能性もあるので、その辺も検討していく必要もあるのかなというふうに思っています。

【教育指導担当主幹（梶井）】 アンケートの項目につきましては、いじめ問題対策委員会の方で検討していただいて、今年度新たに変わったところがございますので、その評価をしつつ、そして今これ回数的には4回ですけども、そのうちの1回は匿名ということにしております。そのあたりの違い等も含めて評価をした上で、来年度引き続き展開していきたいと思っております。

【教育長（岡田）】 この報告資料3を見ていまして、中学校の「本人からの訴え」というので、Fの欄の下を見ると、Dの対応状況で、5件が継続指導中です。一方で、8番のパソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされるとというのが中学校では7件。これはたぶん本人の訴えでなければわからない内容かなど。個々のケースもあるけど、この辺はパソコンや携帯を使ってこじれているというのがけっこう出てきたので、これからますます要注意じゃないかなと思います。この辺の対策は、校長会なども含めてどういう方向で進めたらいいのか、お考えはありますか。

【指導室長（手塚）】 今、教育長の方からお話があったとおり、このいじめが今、本当に見えなくなってきたというのが現状でありまして、見えるところであればすぐ子どもたちの指導につながっていくんですが、実際いわゆるスマートフォンの使い方については小学校と中学校と相当温度差が出ています。中学校は正直言って、もう持たせたくないというぐらいの気持ちがある。結局、いいよいいよという形のところから持たせた結果、トラブルにつながっているという現状がある。一方小学校の方では、安全面のことから考えると、スマートフォンはやはり持たせたいというようなところもあるというふうに聞いています。ですから、小学校の高学年から中学校にかけてが問題で、一方でそこをクリアしてしまうと、高校生になれば自分で使い方の理解ができるようになってくるんですが、中学生の使い方については相当慎重にやっていますところなんです。

現在、小・中学校の連携の中でも、このスマートフォンの活用について、やはりその地域の

中で共通した見解を持ってやっていった方がいいんじゃないかと。小学校と中学校の使い方が違うだけでも子どもたちは戸惑うので、そういうところから家庭の協力を得ながらやっていく必要があるだろうというふうに考えているところです。

まずは、小中一貫教育を推進していくこの青梅ならではの、地域ならではのSNSの使い方について、やっぱりこれから推進していく必要があると思っております。

【教育長（岡田）】 保護者向けのものも必要かもしれませんよね。特に家庭での状況は保護者でなければわかりませんので。そういったところも含めて、保護者会かなにかのときに、メーカーの方を呼ぶとか、フィルターをかけるとか、技術的なことも含めた保護者への啓蒙も必要かなと思います。その辺どうですか。

【指導室長（手塚）】 東京都の方からは、このSNSの使い方については「SNS東京ルール」というようなもので、特に子ども向け、家庭向けにも同じようなものは周知されているところではあります。ですから、本来SNSについての使い方は、そういうような都からのプリント配布とか、学校からも配るだろうし、学校の方では保護者を学校に招いて保護者向けの研修会なども実際やっているんですが、蓋を開けてみると保護者の参加率が非常に低いということもあります。その辺のところ、改めて学校と地域と保護者の協力態勢で、今こういう問題が出ているんだということを投げかけていかないと、解決にはなかなか至らないだろうなと思っております。

実際、私が校長のときも、この温度差にかなり振り回されたところもありましたし、校長先生方が今正直言って困っているという現状もあります。SNSの活用については、やはり自分の動画を上げるとか、ツイッターに上げるみたいなことが平気で行われている。一方ではそれを社会の大人もやっているという現状もありますので、できるところから働きかけていかなければ、もっともっとこれは大きな問題になっていくと思っております。

今、教育長からお話があったとおり、家庭ルール、学校ルールとありますけれども、改めてその見直し、またはその徹底みたいなことをやっていく必要があるというふうに感じております。

【委員（百合）】 パソコンとか携帯電話の誹謗中傷の話は、PTAが主催して保護者向けに注意があったりとか、講習会があったりして、私も出席したことがあるんですけども、実際親の意見としては、子どもに制限をかけても、今度自分と子どもとの関係がぎくしゃくするのが嫌だと。じゃ制限かけないからやっちゃだめだよ、そういうこと書いちゃだめだよと言っても、実際子どもが何をしているか、親はそこまで入り込んで見られないというのが現実的なところで、いつもいつも同じ内容の話し合いがあるんですけども、最終的には親が根負けしているというところが現実だと思うんです。それは大人が負けずに子どもにどんどん言っていかなければいけないんですけども。

私、もう少しうまくいっているのかなと思ったのが、Cの発見のきっかけの、BとCの「学級担任以外の教職員が発見」とか「養護教諭が発見」というところで、親でもなく、担任でも

なく、直接自分にかかわっていない先生とかにもう少し子どもは話せているのかと思ったんです。助けを求めているというか。きっとそういう誹謗中傷のことだって、ふだん自分のそばにいない先生の方が話しやすいのかなと思ったんですけれども、こういうところではなかなか発見できない。中学生では1名しかいなかった。子どもが発信できなければ、もう少し先生がしっかり子どもを見てあげると、そういうところでの子どもが悩んでいることが少しわかるんじゃないかなと思いました。担任も、自分がちょっと見え方が違うと思われたら、ほかの先生に協力を要請して、たくさんの先生の目が子どもに向けられるといいなと思いました。

【委員（大野）】 結局、この端緒のA B C D Fのとらえ方なのかなと思うんですけど、AからDというのは子どもは言わないけど大人の側が先に発見したと。Fは本人から先生に訴えている。そういうふうにとらえていたので、さっきそういう発言をしたんですね。それが正しいならば、担任が先に、「あなたどうしたの」って言えればいいんだけど、頼りになる先生がいて、「実は先生、私苦しいの」というふうに言ってきたら、これはFの方に入るんだろうと思うんですよ。

だから少なくとも中学校のこの数字で、先ほど言いましたように、けっこう先生たち何もしていないとか、子どもたちが先生を信頼していないということじゃなくて、先生から先に見つけるということの数字は確かに少ないけれども、子どもが相談していける相手にはなっているんじゃないかなということ、このFから私は読み取っているんです。学校がどういうふうに解釈して数字が出るのかわからないんですが、私の読み取りはそうなんです、どうなんですかね。

【教育指導担当主幹（梶井）】 大野委員のおっしゃるとおりで、基本的にはFは本人から先生に訴えがあるという形です。AからDについても、こちら側が最初に発見して声をかけるという、そういうとらえ方をしております。

【委員（榎本）】 SNSの使い方についての注意に関しては、セーフティ教室というのをたぶんやっています。ただ、セーフティ教室は毎年テーマを変えていて、私もやったことあるんですけれども、例えば薬の使い方とか、ドラッグとか、また命の大切さとか、警察の方を呼んで犯罪とか、最近のインターネットの犯罪とか、そんなテーマを年ごとに変えてやっていたと思うんですけど、このSNSの犯罪に関してはすごく重要度が増していると思うんですね。ですので、年に1回ということではなくて、授業の中に取り入れるような（たぶんそういう授業もあると思うんですけど）ことをやっていく必要があるんじゃないかなと思います。

【教育指導担当主幹（梶井）】 セーフティ教室では、今の幾つかのテーマは何年かに一度ずつ変えていくということはおっしゃるけれども、今おっしゃったようにSNSについては非常に大事なことです。日々何かあったときには先生方も生活指導としてはやっていただいておりますが、また授業中であつたり、その他の場面でも指導ができるような形で、学校の方に周知をしてまいりたいというふうに思います。

【教育長（岡田）】 よろしいですか。

4 令和3年度社会教育事業年間計画について（社会教育課）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項4、令和3年度社会教育事業年間計画について、を説明いたします。

【社会教育課長（和田）】 それでは、令和3年度社会教育事業年間計画についてご説明いたします。報告資料4をご覧ください。

この表には、社会教育事業の年間スケジュールを、実施場所、四半期ごとに区分して記載しております。依然として新型コロナウイルス感染症が落ち着いていないため、第1四半期の開催予定事業につきましては、できるだけ時期をほかにずらしているような状況でございます。また今後、新型コロナウイルスの状況によりまして、さらに変更する可能性もございますので、時期等の具体的なことにつきましては今後調整しながら決定してまいります。今の時点では、計画の概要ということでご承知くださいますようお願いいたします。

それでは、上から説明をさせていただきます。

まず上段の市民センターでは、市民センターと共催の講座を年間1～2回開催する予定でございます。

4行目、生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭につきましては、令和2年度同様、5月については中止という方向で今進めております。これにつきましては、昨年の12月に生涯学習推進市民会議を開催しまして議論をしました。この12月の時点で開催するかどうかというのは決めないで、ぎりぎりまで待って決定しようということで、12月については保留という形になりました。第2回目の市民会議および第1回目の実行委員会を1月20日過ぎに開催する予定でしたが、緊急事態宣言が1月8日に発令されたために会議が開催できず、さらに緊急事態宣言が延長、延長ということで3月21日まで開催ができない状況でございました。そうした中でも、いろいろ準備等がございますので、2月の終わらないし3月の頭には決定しなくてはならないという状況の中で、ぎりぎりまで待って状況を見ておったんですが、3月の頭に最終決断といたしまして、中止という方向で決定いたしました。

その理由といたしましては、やはり新型コロナウイルスの状況がまだ見通しがつかないことと、5月の2・3日に行われる予定の青梅大祭が中止ということが決定されまして、翌週、1週間おくれで新緑祭を開催するというのも厳しい状況でございますので、最終的には5月には開催しない。

令和2年度の開催についても中止になりましたが、令和2年10月のたまぐー文化祭で新緑祭の参加団体が追加で参加できないかということで検討して、最終的には参加できなかったんですが、令和3年度につきましても10月にたまぐー文化祭を開催する予定でおりますので、そこに参加して発表の場を設けていけたらいいかなど。まだ決定ではございませんが、それにつきましては市民会議等で決定をして、またご報告もさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

元に戻りまして資料4をご覧くださいますと、上から7行目、佐藤財団共催の夏のサイエンスキッズですとか、佐藤財団関係の共催につきましては引き続き3密にならないように、年間を通じて開催をしていきたいと考えているところでございます。

また、その下にございます青少年リーダー育成研修会につきましては、8月12日から15日まで、今年度は中止でしたが、一昨年度は国立赤城青少年交流の家で宿泊研修を実施いたしております。令和3年度につきましても一応その予定でおりますが、新型コロナウイルスの状況により、また宿泊場所等が変更になる可能性もありますので、ご承知おきいただきたいと存じます。

その下の市民映画会につきましては、第1回目を6月に実施予定でございましたが、7月後半に変更する予定でございます。

また、これも佐藤財団の共催事業でございますけれども、国際理解講座・日本語講座につきましても、基本的には実施してまいります。コロナの状況によりまして、時期によっては中止等もやむを得ない状況があるかもしれませんので、調整をとりながら実施していきたいと考えているところでございます。

その下、下から6行目にございます児童合唱団、市民合唱団および青少年吹奏楽団の定期演奏会、および3団体合同のファミリーコンサートにつきましては、羽村市生涯学習センターゆとろぎと福生市民会館で開催を予定しております。

またその下の農業・食育体験教室につきましては、東京都農林水産振興財団との共催でございまして、外での体験教室でございますので、こちらは3密にならないようにしっかりと対策を講じて実施してまいりたいと存じております。

またその下の青梅市文化祭につきましては、文化交流センターを主な会場として開催する予定でございますが、コロナ感染症の状況を見ながら実施については検討してまいりたいと存じております。

裏面をご覧くださいと思います。図書館事業の年間スケジュールについて、真ん中ぐらいいまで掲載しているんですが、職場体験、各種展示、おはなし会、教室、乳幼児一時預かり、学校図書支援などを引き続き実施してまいります。こちらでも新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、また近隣の市の状況も考慮に入れながら、実施について検討してまいりたいというふうに考えております。

その下にございます郷土博物館、吉川英治記念館、美術館につきましては、先ほど文化課長と美術担当主幹の方からご説明がございまして記載のとおりとなっておりますので、説明については割愛させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（大野）】 この内容についての質問ではないんですけれども、社会教育課の主催講座に

ついて、ずっと以前にも触れたことがあります。自分の考えを持っていて、ここで話ささせていただきたいんです。その方向で、また機会を見てぜひご検討願いたいと思います。

例えば市民センターのところで、少年教育とか成人教育とかありますね。この対象としている人が主として幼児・少年、それから上にあがると中高年の参加がほとんどなんじゃないかなと思うんです。私は、20代の人たちへの社会教育の講座というものを考えてもらってもいいんじゃないかなと思うんです。例えば、ソロキャンプ講座とか、アプリ作成講座とか、音楽ですとJポップ講座、お料理講座、ボランティア講座、そういうような20代の人たちが仲間と一緒にやってみたいと思うような講座を年に何回かでも開く。

実はこの20代の人たちというのは、今の時代でも仲間を求めていると思うんですよ。同じ興味を持って集まって一緒に学んだ人たちですから、その後それが組織化していくと思うんです。その人たちが今度は30代、40代で青梅を支えていく。一人じゃできないけど、仲間と一緒に。そういう人たちになっていってくれるんじゃないかな。20代に声かけてもなかなか来てくれないとか、いろいろあるかもしれないけれども、魅力ある講座をつくれれば私は来ると思うんですよ。

今、この一覧を見ている、20代の人たちが食いついてくるような講座、そういうものがあまり見当たらないなというふうに思って、聞いていたんです。ですから、ぜひそういう講座を改めてもう一度考えていただいて。スポーツでもいいと思ったけど社会教育課ではできないかもしれない。その人たちが、仲間と一緒にその講座を終えたら、その仲間でもまたグループになって、さらにその趣味を深めていく。そういう方向での社会教育の講座ですね。

また場所も、私が一番初めに話したように、ネッツたまぐーでもいいし、郷土史料館とか吉野家住宅でもいいと思うんです。そこを拠点として。そういうふうなものを少しずつ考えていただいたらありがたいかなと思います。青梅の活性化のためにも。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。今の件について、まず社会教育課長お願いします。

【社会教育課長（和田）】 確かにこの資料を見ますと、なかなか20代の方が参加しそうなものはないということは認識しております。今後、あらゆる世代の方が生涯学習を学ぶべきだということで行っておりますので、そういった20代の方も参加できるような講座については検討していきたいと考えております。

【教育長（岡田）】 社会教育行政に造詣が深い部長さん、いかがでしょうか。

【教育部長（浜中）】 まさに今の野野委員さんのご指摘は、社会教育課の生涯学習講座の課題というか、核心をついたご意見だったと思います。ご高齢の方たちがいろいろな趣味を広げていくような講座とか、それから子どもさん相手のキッズ講座とか、そういった両極で、まさに少子高齢化対策的な生涯学習の講座にどうしても力点を置いています。一番実行すべきなのは20代の方たちで、そこにはいろいろなニーズがあるわけですし、これを敏感にとらえて、そこに講座を打つと。まさにこれは生涯学習講座の今後の核心をつくご指摘だと思います。その辺のところは、社会教育課の中にも若い20代の職員もおりますので、そういう意見を十分

に参考にというか、発揮させた講座を考えるように指示してまいりたいと思います。ありがとうございました。

【教育長（岡田）】 ご指摘のとおりでございます、例えば児童合唱団は対象が児童・生徒です、年齢とともに卒団されて、また新しい児童・生徒で構成されていく。一方で青少年吹奏楽団ですが、昨年ちょうど50周年を迎えました。青少年吹奏楽団という名称ですが、50年前から団員という方もおられます。

青梅市は、高度経済成長の時代に、また各11の地区に市民センターができたときに、それぞれの市民センターに地域の社会教育事業を担当する職員が一人ずつおまして、地域の方々とあれやろう、これやろうということで、それぞれの地域の特性を活かした、地域の人を集めたいろいろな講座を開いて、そこから広く発展したり、またそこから結婚される方もいたり、若い方たち中心の講座が40年代、50年代にはあったんです。それが行革の関係で社会教育事業を社会教育課に一本化しましょうということで、各市民センターの担当職員全員11人を削って、それを半分くらい社会教育課の職員にしました。もともと係長と係員2人だった社会教育係を今の8人体制に膨らましたことがあったんですが、結局、現場から離れてしまったというところがあります。一方では金太郎飴みたい講座が多かったんですけど、その辺を整理した中でユニークな講座が減っちゃったなということがあります。またそういう若い人向けの声を汲み上げる仕組みを社会教育の中につくって、いろいろチャレンジするような、さっきのソロキャンプとか今ブームですので、そういういろいろなことを企画してみるのもいいのかなと思います。鱒釣り大会も青少年委員さんが子ども向けにはやっているんですが、それを若者向けにするということもアレンジできますので、その辺は社会教育課でも検討していただけますかね。

【社会教育課長（和田）】 来年度につきましては、20代の方も参加できるような講座を検討していきたいと考えております。

【委員（稲葉）】 関連して、ここに青少年吹奏楽団というのがあるんですけど、年配であってもそこに在籍するのであれば、名前を変えて青梅市吹奏楽団にして、市の吹奏楽団にすると。私の郷里では市の吹奏楽団があつて、そこへ入れるのは高校生からなんですね。だから中学校で吹奏楽を一生懸命練習して、市の吹奏楽団にはすごく厳しい試験があるので、そこを目指してどんどん腕を上げていって、中学生は全国コンクールにも出るし、高校生も市の吹奏楽団も全国大会に出るしという形で盛り上がっていました。今、青梅は中学校の吹奏楽ってすごくいいじゃないですか。それが終わって高校生になったらその技術がばらばらになるのであるなら、市の吹奏楽団に入ってそこで盛り上がっていくというふうな感じになると、あるいはそこで全国大会にも出るという目標が出ればすごくいいのになと、今、ふっと昔のことを思い出しました。

部活動をやっている友達が市の吹奏楽団に入るために本当に一生懸命頑張っていたし、入ってから今度はコンクールに出て頑張るんだと。高校生から大人までずっといて、そこで一つ

の社会を知るということでも、とてもいい活動だったかなと思うので、ここをちょっと見直してもいいのかなと。定期演奏会については、青梅でも行っているんですけど、市の吹奏楽団なので、後輩の中学生たちが先輩たちの演奏を聴きにくるというのもあって、常にホールが超満員でした。そんな感じに盛り上がっていくのもいいのかなと思いました。

【教育長（岡田）】 参考にしていただきたいと思います。

ほかにいかがですか。

【委員（稲葉）】 ここに青少年リーダー育成研修会というのがあるんですけど、前にも言ったと思うんですが、リーダーを研修した後、活動の場所をやっぱりつくらないとなと思うんです。それがどんな活動の場所であるかということが具体的に見えてこないし、もし青少年リーダーを育てて若者をつなぐのであれば、研修が終わった後、魅力ある活動がそこないと、単に受けただけでおしまいになってしまう。その辺を新しく開拓していかないと、若者たちの育成につながらないんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

【社会教育課長（和田）】 青少年リーダーにつきましては、宿泊研修が終わった後に最後に閉校式というのがございまして、そこでいろいろな交流を深めまして、宿泊研修とそれ以前の研修を全部まとめた報告書をいつも作成します。最終的にその報告書を参加者にお配りして、こういうことをやったんだよという結果を見せます。こういうことをリーダーとして頑張ったんだよみたいなことが内容的には書いてあるんですが、そういうものを報告書として参加者にお渡しして、次のリーダー育成に使ってもらえればということをしている状況でございます。

【委員（稲葉）】 報告書ではなくて、育ったリーダーが活躍できる場所の設定です。

【教育部長（浜中）】 まさに先ほどの大野委員さんのご意見に通ずるものがあるわけですが、10代半ばから後半ぐらいの若い子どもたちのリーダー研修をして、その後、20代の人たちが参加していくような、またその輪が広がっていくような講座というものを、これから社会教育課の方で開催をして、そのリーダーになったりという形でリンクさせていくような、有機的にここでのリーダーを活用するような講座ですとか、会ですとか、そういったものを今後考えていきたいなというふうに思っております。

【教育長（岡田）】 5年前でしたか、当時の藤野部長とか渡辺部長と、妙高とか赤城とか、一日、陣中見舞いがてら様子を見にいったんです。飯ごう炊さんとかやるんですけど、異年齢で、20歳に近い何回か参加されている方と初めて来た方と縦割りの班をつくれます。指導者もいるんですけども、国立の青少年センターですからいろいろ厳しいルールがあるんですが、経験者が新しく入った仲間にそういうことを指導しながら研修を楽しんでいるということがありました。その人たちが、終わった後また20歳とか過ぎたときに、成人式のお手伝いなどにはけっこう積極的に参加していただいているんですが、それ以外に活躍する場が少ないというのは事実です。そこら辺をこれから研究して、そういう人たちが活躍できるところを、また社会教育の方で考えてもらえればなと思います。そういうことをお願いしたいということですよ。

【委員（稲葉）】 そうです、そうです。そうすると、青梅学にもつながるし、青梅の森の活用

にもつながるし、活動の場があれば、そういうところで活動してみようという子どもたちが集まるし、それで魅力を感じると青梅の自然を活かした活動につながる、イコール観光にも産業にもつながるかなとすごく思います。よろしくお願いします。

【教育長（岡田）】 例えば成木のあまがさすの山を借りて、間伐材をとってきて、それでキャンプするとか、おもしろいですよね。

【教育部長（浜中）】 例えば、青梅市民会館が閉館するときに「ありがとう、青梅市民会館」、それからたまぐーセンターを開館するときに「おいでよ！みんなのあそびばへ」という実行委員会形式のものを開催しました。ああいうところの実行委員さんに、まさにこのリーダー研修で培った経験を活かした若者を入れたり、こちらも把握しているわけですからお互い市と市民が協働するような組織や活動といったものに積極的にリーダーの人たちに声がけをしたり、そういうことを方法としては引き続きやっていきたいなというふうに考えた次第です。今後、それ以外の方法についても研究をしてまいりたいと思っております。

【委員（稲葉）】 家庭教育講演会なんですけど、保健師さんの命の話を聞いた保護者の方が、これは絶対に必要とって学校の研修会で招いて開いてくださったそうです。ですから、やっぱり啓蒙啓発のところで、いい題材を発信していただいて、それがまた青梅市の中で広がるといのがとても嬉しかったので、ご報告させていただきます。ありがとうございました。

【教育長（岡田）】 よろしいですか。

5 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市立学校給食センター運営審議会会議録（学校給食センター）

(2) 事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）

(3) 事業等の実施結果について

ア 長期欠席児童・生徒の状況（1月）について（教育指導担当）

イ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項5、諸報告ですが、あらかじめ委員の皆さんには事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員（大野）】 長期欠席児童・生徒状況調査の表の中に、全欠席の数が一番右の方に書いてございます。この子たちの中には、ふれあい学級に行っている子が入ってないんですよね。

【教育指導担当主幹（梶井）】 入っています。

【委員（大野）】 ふれあい学級は出席にはしていないんですよね。ですから、この中にふれあい学級の子もいるんじゃないかと思うんだけど、小学生で何人、中学生で何人ぐらいが行っているのか、わかったら教えていただきたいんです。なぜかという、やっぱり社会との接

点を多少なりとも持っていてほしい。そういう意味でお伺いします。

【教育指導担当主幹（梶井）】 小学生では1名、ふれあい学級に通っております。また、中学生においては、在籍は3名なんですけれども、ふれあい学級にもなかなか通っていけない状態で、実際に通えているお子さんは3名のうち1名です。また、フリースクールに行っているお子さんも中学生では1名いらっしゃいます。

【委員（百合）】 小学校で、吹上小学校の1月の30日以上欠席のところに16名とあるんですけれども、吹上小学校は規模的にあまり大きい学校ではないんですが、この人数が増えている原因というのは何かわかっているのでしょうか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 個々のお子さんの実態はかなりさまざまです。理由は学校の友達または先生であったり家庭の状況であったりさまざまです。人数は多いんですけれども、理由は何かという特定されるものではございません。また、体調面でという方もいらっしゃいます。

【教育長（岡田）】 吹上小学校は通常学級のほかに情緒・固定学級がありまして、そちらの児童も若干含まれているんでしょうかね。児童数の割合からいくと、飛び抜けて目立つという感じがありますね。その辺、学校の方でも先生方に子どもたちの様子をよく見るようお願いしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

6 令和2年度教育費補正予算について（教育部）

7 令和3年度教育費補正予算について（教育部）

【教育長（岡田）】 次に、関連がありますので、教育長報告事項6、令和2年度教育費補正予算について、および教育長報告事項7、令和3年度教育費補正予算について、を一括して説明いたします。

【教育部長（浜中）】 まず、お手元の報告資料6-1、6-2をご覧くださいと思います。こちらにもとづきまして、令和2年度3月定例議会に提出いたしました青梅市一般会計補正予算のうち教育費の補正予算についてご報告させていただきます。

なお、この案件につきましては3月22日の本会議で決定をいただいているところでございます。

最初に歳入についてご説明申し上げます。

教育費の歳入につきましては、表の上段から16国庫支出金、23市債において補正予算を計上しております。

16の国庫支出金では、(2)学校施設環境改善交付金、これは国の第三次補正予算の成立に伴いまして、令和3年度予算にて計上いたしました小・中学校のトイレの改修工事および小学校の特別教室等空調機整備工事について前倒しをして計上し、繰り越して令和3年度に実施をするものでございます。

また、(3)の学校保健特別対策事業費補助金ですが、こちらも国の第三次補正予算の成立に伴いまして、本年度実施した学校再開に伴う新型コロナウイルス対策学校教育活動支援事業について、令和3年度におきましてもほぼ同じ内容で実施されることとなりましたので、増額補正をし、国として令和3年度の継続事業として実施するものでございます。

23の市債では、(1)小学校空調設備整備事業債および(2)小学校便所改修事業債につきまして、国庫補助金と同様に追加の計上をしたものでございます。

続きまして、6-2をご覧いただきたいと思えます。歳出です。

教育委員会の補正内容の主なものといたしましては、区分の欄10教育費の学校施設整備経費では、歳入と同様に国の第三次補正予算の成立に伴いまして、令和3年度予算に計上した小・中学校トイレ改修工事および小学校特別教室等空調機整備工事について前倒しをして計上し、繰り越して令和3年度に実施しようとするものでございます。

また、新型コロナウイルス対策学校教育活動継続支援事業経費につきましても、歳入と同様に国の第三次補正予算成立に伴いまして補正計上し、繰り越して令和3年度においても令和2年度同様、各学校への支援事業を継続して実施するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、資料7-1、7-2をご覧いただきたいと存じます。

こちらは令和2年度3月定例議会に提出いたしました令和3年の青梅市一般会計補正予算の教育費の補正予算についてのご報告でございます。

なお、この案件につきましても3月22日の市議会本会議でご決定いただいております。

まず、7-1でございます。最初に歳入についてご説明します。

表の上段から、16の国庫支出金、23の市債の補正予算を計上しております。

16の国庫支出金(2)学校施設環境改善交付金、および23市債(1)小学校便所改修事業債、(2)小学校空調設備整備事業債ですが、これは先ほどご説明申し上げました令和2年3月の補正予算により国の国庫補助が認められた、これについて小・中学校のトイレ改修工事および小学校の特別教室の空調機整備工事について、令和2年度の補正予算で前倒しをして計上したことから、令和3年度の当初予算に計上しておいたわけでございますけれども、全額をすべて減額補正するというものでございます。令和2年度にすでに補正で認められたので、当初予算をここで減額をするというものでございます。

7-2は歳出でございますので、これにつきましては令和2年度の補正予算で認められたということで、小・中学校のトイレの改修工事、並びに小学校特別教室の空調機整備工事について、令和3年度の当初予算に計上していた予算をすべて減額補正するというものでございます。

雑駁ですけれども、説明は以上です。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（大野）】 後学のためにお伺いします。私、これを見たときに、これから市議会で令和3年度一般会計が通るのに、何で令和3年度の補正なのかなと思ったんですけど、結局間に合わないんですか。もうすべて計算し終わっているのに、事務作業として当初予算に入りきらないので、補正として組むんですか。

【教育長（岡田）】 元財政課長だったので、私の方から説明いたします。

大体1月下旬に当初予算の内容が固まります。それから印刷製本に入りますと、もう数字は動かさせません。その後、国の第三次補正等で国庫支出金が入ることがありましたので、追加の補正予算で令和3年度の当初予算に計上したものを前年度に予算化して、実際に使うのは翌年度に繰越明許するというような補正を組んだ関係で、便所改修工事費が補正予算と令和3年度当初予算の両方に計上されていました。なので、通常はないんですけども、当初予算にあわせて同時補正という形で、令和3年度の第1号補正で、当初予算に計上した分を削って数字を差引ゼロにしたというやり繰りです。減多にないんですが、たしか麻生内閣のときにも国からかなり高額な補正予算が入ったときに一回、同時補正したことはあります。通常は6月とか9月で、当初予算と同時の補正というのはレアなケースです。

【委員（大野）】 ありがとうございます。

【教育長（岡田）】 ほかにはよろしいでしょうか。

日程第4 協議事項

1 令和3年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について（教育総務課）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項に移ります。

協議事項1を議題といたします。令和3年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは協議資料1、ちょっと分厚いですが、こちらをご覧ください。令和3年度青梅市教育委員会の教育施策について説明をさせていただきます。

令和3年度教育施策の概要のほか、青梅市教育推進プランもあわせて掲載をしております。

まず資料を2枚おめくりいただいた1ページ目に教育目標、2ページから10ページまでに5つの教育方針を記載しております。こちらにつきましては、2月17日の教育委員会臨時会におきましてご決定をいただいたものになります。

本日は、12ページ以降にございます令和3年度青梅市教育委員会の主な教育施策を、教育方針1から教育方針5にわたりまして項目を列記させていただいておりますので、こちらについて説明をさせていただきます。

まず教育方針ごとの項目ですが、12ページ教育方針1の「1人権教育の推進」から始まりまして、20ページ教育方針5の「12市長部局との連携」まで、それぞれ四角で囲った項目で進めさせていただいております。これらの項目ごとに、その下にゴシックの太字で各施策を記載しております。合計で136施策となっております。

各施策の頭に星印がついているものは新規の事業でございます。ひし形がついているものは重点施策または拡充施策をあらわしております。令和3年度の内容につきましては、新規が7件、重点および拡充が38件、合計いたしますと45件の事業になります。

新規事業としましては、コロナ関係、GIGAスクール、コミュニティ・スクール、旧吉野家住宅の屋根の修理など、本年度の定例会などでご協議をいただいた項目になります。

なお、ほかの施策も含めまして、20ページまでに記載しております施策は、教育委員会事務事業点検評価の対象となるものであります。

次に、21ページになります。21ページから67ページまで、令和3年度の主な教育施策の新規事業、重点事業を1ページに一つずつ掲載しております。中ほどには事業目的や事業内容などの詳細を記載しております。また下段には、年度ごとの目標達成の数値化として、事業期間ですとか年度別の仕事量、さらに評価として年度別評価等についての各項目を表にあらわした記載をしております。

飛びまして、69ページになります。青梅市教育推進プランということで、有識者からの提言を記載しております。

また少し飛びますが、100ページと101ページの間にA3の見開きがあります。こちらにつきましては、青梅市教育推進プラン（改訂版）ということで記載させていただいております。一番左上が教育目標・基本方針、その右には推進プラン 提言の柱、提言の方向性、具体的な提言までは、教育推進プランの各内容となっております。この冊子の80ページから94ページまでの間に詳細が記載されておまして、また最後、一番右側に教育施策との関連とありますが、さきの各施策が推進プランのどの提言と連携しているかということをおあらわしたのになります。この施策につきましては担当課ごとに分かれておまますが、今後これら各教育施策の実現に向けて引き続き努力を重ねていくというものでございます。

委員の皆様には、2月下旬ごろから、前年度との比較や新規事業等について、事務局を通しまして数回意見交換をしていただいておりますが、さらにご意見等ありましたらお願いしたいと思っております。

大変わかりにくい説明で申しわけありませんが、説明は以上です。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（榎本）】 本文の方ではないんですけど、ご意見のところ、106ページ『『暗黙知』のように直接でない人に伝わらないものもあり』とあるんですけど、この回答部分で、「また、『暗黙知』の共有についても、校内のOJTや市の研修会の情報交換等で共有化や育成を図っています。」とありますが、この辺の文章が少し難しいかなと感じたんです。「暗黙知」の共有ということではなくて、習得とか、そういうような感じなのか、ちょっと私も頭が回ってないので、確認していただければと思います。

【教育長（岡田）】 103ページをご覧くださいませか。このプランができたのが今から10年以上前の平成22年で、その当時のプランに対して、104ページから106ページに記載の市民からのご意見に、その当時の事務局（野村室長）が回答したものです。表記すること自体もそもそもあれかもしれませんけれども。そういうことで当時の人の説明なので、今即答はできますかね、事務局。どうですか。過去のものということです。

実は新年度から2年かけて、市の総合長期計画が新しくなります。ですから、それにあわせて、平成17年からのこのものも全面的に新しい教育委員会としての法律にもとづいた教育委員会のものを策定し、あわせて市長と教育長、教育委員会の委員さんで決めました教育大綱も、新しい長期計画にあわせて2年後を目途に一つ一つ変えていかなければいけないかなというのが、これからの課題になっています。

市の全体的な教育目標や方向が変われば、場合によれば各小・中学校の校訓や教育目標にも影響しますので、その辺をよくすり合わせしながら、学校現場もコロナ禍の中でそれこそ「不易と流行」の不易の部分を大事にしながら、その部分をどう加味していくかというところで進めたいなと思っております。ですから、かなり前のものが継続していますが、総合長期計画の改正が目前に迫っていますので、今拙速に変えなくても、まず市の総合長期計画にあわせて教育目標もすべて見直していけばいいかなということです。この辺の古い文章については、新年度についてはご了解いただけるかなと思います。

ほかにはよろしいですか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、令和3年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について、は承認されました。

2 押印廃止に伴う関係教育委員会規則等の整備について（教育総務課）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項2を議題といたします。押印廃止に伴う関係教育委員会規則等の整備について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは引き続き、協議資料2をご覧ください。押印廃止に伴う関係教育委員会規則等の整備についてご説明申し上げます。

まず、1の整備の理由ですが、押印手続の廃止に伴い、押印が不要となる様式が定められております教育委員会規則および規程につきまして整備を行おうとするものです。

2の整備を行う教育委員会規則等ですが、1枚おめくりください。今回整備を行う教育委員会規則と規程の様式の一覧になります。裏面にもございます。

続きまして、3の整備の内容ですが、これら一覧にあります様式中の丸印のしるしを削除する改正となります。もう一枚おめくりいただきますと、様式の新旧対照表の一例を添付してご

ございます。小さくて見にくくて申しわけないんですけども、右側、現行と表示してある様式の右上の方、代表者の右側に丸印があります。左側の改正後は丸印のしるしを削除した様式となっております。

その他につきましては、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

最後に、4の実施期日につきましては、令和3年4月1日となります。

こちらにつきましては、教育委員会だけでなく市長部局、病院事務局など青梅市全体で同じタイミングをもって改正をしようとするものであります。

大変雑駁で申しわけありませんが、説明は以上です。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、押印廃止に伴う関係教育委員会規則等の整備について、は承認されました。

3 青梅市学校運営協議会規則の制定について（指導室）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項3を議題といたします。青梅市学校運営協議会規則の制定について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それでは、協議資料3をご覧ください。

青梅市学校運営協議会規則の制定につきましては、前回2月17日の教育委員会臨時会でお諮りしたものでございます。その際にいただきましたご意見につきまして、新たに協議資料3を1枚おめくりいただきまして、2枚目の（14）協議会の庶務（第15条関係）として「協議会の庶務は、対象学校において処理する」というものを加えさせていただきました。

こちらはご意見の中で、事務局をどこに置くかというご意見がありましたので、規則に追加したものでございます。

なお、規則にこのような庶務について記載しているところですが、近隣のすでに学校運営協議会を実施しているところの規則を見ますと、福生市のみでございました。そちらを参考にしております。

そのほか、当該の対象となる学校、複数校の場合はどのように進めていくのかというご意見、規則だけではなかなかわかりにくいといったご意見もございました。こちらにつきましては、2月18日にコミュニティ・スクール導入検討委員会を開催しまして、教育委員会でいただきましたご意見等も踏まえて、今後導入検討委員会の方でさらに検討を進めていくということで

す。本規則につきましては協議資料3として第15条関係を追加したものとしてご協議いただければというふうに思います。

説明は以上でございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（大野）】 前回触れなくて大変申しわけなかったんだけど、改めて読んでみて、1枚目の裏の1行目のところと、3枚目の裏の1行目のところに共通するんですが、この文がよくわからないんですね。つまり、1枚目の一番下のイ、「対象学校の職員の任用に関する事項（学校運営の基本的な方針および対象学校の教育上の課題を踏まえたもの）に限り、特定の職員の任用に関する事項ならびに分限および懲戒に関する事項は除く。」という文が、何度読んでもよくわからない。じゃどうしたらいいんだろうと自分で考えたんですが、「限り、」じゃなくて「限る。」とした方がわかるんじゃないかと思ったんですけども。こういうところって直せるものなんですかね。

【教育指導担当主幹（梶井）】 この文章、表現につきましては、市の担当の方とも確認をさせていただきました。（3）学校運営等に関する意見の申出のアとイの部分だと思うんですけども、学校運営等に関する意見の申出については、アとしまして、対象学校の運営にかかる事項については、委員会または対象の学校の校長に申し出るという意味です。イの対象学校の職員の任用に関する事項については、当該任用される職員の任命権者（都費負担教職員であるときは、委員会）というところで、文章の区切りとしてはわかりにくいんですけども、このような表記ということで確認をさせていただいております。わかりにくくて大変申しわけないんですけども、その表現についてはこのような形をとらせていただいております。

【委員（大野）】 私が言ったのはそこではないんです。初めの文そのものの意味がわかりづらいということです。対象学校の職員の任用に関する事項云々とありましたね。で、括弧の中の2行目で、「踏まえたものに限り、特定の職員の任用に関する事項ならびに」という、このつながりが私にはよくわからない。これはどういう意味か、もう一回説明してもらえますか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 意見の申出としましては、対象学校の職員の任用に関する事項について答申をすることができるんですけども、その事項としましては、対象学校の教育上の課題を踏まえたものに限りというのは、例えば学校の中で生活指導を課題とする学校であり、そういった先生をお願いしたいといったような内容になります。具体的にいえばそういうことです。

【委員（大野）】 そこはわかるんです。そのものはわかる。「限り、」で「、」でつないで「特定の職員の任用に関する」という、このつながりがわからない。だから、むしろ「限る。」で文を切っちゃった方がいいんじゃないかなと私は思うんですけども。なぜ、「限り、」で「、」を打つのか、そこがわからない。

【教育指導担当主幹（梶井）】 その表現については、もう一度担当の方に確認させていただければと思います。

【委員（大野）】 ぜひご検討ください。たぶん、これ読んでもわからない。私に限らず多くの方が。きちんとした、わかりやすいものにもう一度ご検討いただけますか。そこだけなんです。

【教育長（岡田）】 例えば、「踏まえたものに限るものとし、特定の」とかね。

【委員（大野）】 そのとおりです。そうすればいい。

【教育長（岡田）】 公文規程とかあるので、これが正しいということではなく、一般に読んで意味がつながるような表現にどこまでできるか、法制担当と調整させていただきます。

ほかにはよろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市学校運営協議会規則の制定については承認されました。

4 青梅市立学校職員安全衛生管理規則の制定について（指導室）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項4を議題といたします。青梅市立学校職員安全衛生管理規則の制定について、を説明いたします。

【指導室長（手塚）】 それでは、青梅市立学校職員安全衛生管理規則の要綱について説明いたします。協議資料4をご覧ください。

まず、1の制定の理由です。こちらは働き方改革の推進の一環だというふうにとらえてください。労働安全衛生法、学校保健安全法その他関係法令の規定にもとづき、青梅市立学校における職員の安全と健康を確保するため、安全管理および健康管理に関し、必要な事項を定めることを目的とし、本要綱を制定しようとするものであります。

2として制定の内容です。こちらはたくさんありますので、幾つか絞って説明させていただきます。（1）は総括安全衛生管理者の設置（第3条関係）です。（3）は安全衛生管理者の設置（第5条関係）になります。（5）は衛生管理者の設置（第7条関係）でございます。（7）は衛生推進者の設置（第9条関係）になります。（9）は産業医の設置（第11条関係）という形で、この5つが設置されるという形です。

それではもとに戻りまして、（1）から説明させていただきます。

まず（1）総括安全衛生管理者の設置。アとしまして、教育委員会は、職員の健康を保持し、および労働災害を防止するため、総括安全衛生管理者を置く。イとしまして、総括安全衛生管理者は、教育部長の職にあるものをもって充てる、としております。

（2）としまして、総括安全衛生管理者の職務でございます。総括安全衛生管理者は、安全衛生管理者を指揮するとともに、職員の危険または健康障害を防止するための措置その他の労

働災害を防止するために必要な業務を総括管理する、というものでございます。

(3) は安全衛生管理者になります。アとしまして、教育委員会は、職員の安全衛生管理を行うため、安全衛生管理者を置く。イとしまして、安全衛生管理者は、指導室長の職にあるものをもって充てる、という形です。

(4) 安全衛生管理者の職務としましては、安全衛生管理者は、総括安全衛生管理者を補佐するとともに衛生管理者を指揮し、職員の安全および衛生に関する業務を管理する、ということでございます。

(5) 衛生管理者の設置についてです。アとしまして、教育委員会は、職員の衛生管理を行うため、法第12条第1項の規定にもとづき、勤務する者の人数が50人以上の学校に衛生管理者を置く、とします。イとしまして、衛生管理者は、労働安全衛生規則第10条に規定する職員または同令第62条の規定により衛生管理者の免許を受けた職員のうちから学校長が推薦し、教育長が選任する、というものでございます。

(6) では、その衛生管理者の職務でございます。衛生管理者は、その所属する学校において、健康に異常がある者の発見および処置に関する事その他の衛生管理について必要な業務を行う、ということであります。

(7) 衛生推進者の設置。ア、法第12条の2の規定にもとづき、勤務する者の人数が50人未満の学校に衛生推進者を置く、というものでございます。イとしまして、衛生推進者は必要な能力を有すると認められる職員のうちから学校長が推薦し、教育長が選任する、というものでございます。

(8) はその職務でございます。衛生推進者は、その所属する学校において、施設、設備等の点検および使用状況の確認ならびにこれらの結果にもとづく措置に関する事その他の安全衛生の推進にかかる業務を行う、というものでございます。

(9) 産業医の設置です。教育委員会は、職員の健康管理を行うため、法第13条の規定にもとづき、勤務する者の人数が50人以上の学校に産業医を置く、とします。

(10) その産業医の職務についてです。アとしまして、産業医は、健康診断の実施その他の職員の健康管理に関して、医学に関する専門的知識を必要とする業務を行う。イとしまして、産業医は、前アに掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、または助言することができる、というものでございます。

ここまですべてが設置された業務でございます。

続きまして、(11) としまして、定期健康診断等の実施、(12) 受診義務、(13) 受診協力、(14) 守秘義務、(15) 予防接種等の実施。

次に(16) を読み上げます。学校衛生委員会の設置。ア、職員の安全および衛生に関する重要事項を調査審議し、教育長に意見を具申するため、勤務する者の人数が50人以上の学校に青梅市立学校衛生委員会を置く、とします。イとしまして、委員会の委員は、委員長および委員4人をもって組織する。ウ、委員長は学校長の職にある者をもって充てる。エ、委員は、

衛生管理者1人、産業医1人および衛生に関し経験を有する者のうちから学校長が指名する者2人をもって充てる。オ、委員長は会務を総理し、会議の議長となる。カ、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する、というものでございます。

(17)、(18)、(19)、(20)については割愛させていただきます。

3としまして、施行期日は、令和3年4月1日とするというものでございます。

このような形で、働き方改革の推進としまして、学校の安全衛生を図るという形で安全衛生に対する規則を制定したものでございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長(岡田)】 ちなみに、勤務する者の人数が50人以上の学校を具体的に教えていただけますか。

【指導室長(手塚)】 小学校では、第二小学校、第三小学校、若草小学校です。中学校においては、第二中学校、泉中学校です。市内においては合計5校になります。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員(大野)】 労働安全衛生法が改正されたことに伴うものなのでしょうけれども、今日ここにこうやって提案するまでの経緯、例えばなぜ去年じゃないのか、今年から全部そろってやることになったのかとか、こういうことがあって今日ここに提案なんだというようなことを教えていただければありがたいです。

【指導室長(手塚)】 こちらにつきましては、この労働安全衛生法が改正されたということを受けて、さまざまところと協議をして、来年度から実施しようという形になったところです。当初は、市内の市役所のところに設置することを考えて、職員課とも一緒に協議したことがあったんですけども、予算の関係、産業医を置かなければならないということもありまして、学校の法にもとづきまして50人以上のところ、いわゆる衛生管理者を設置するという形で要綱を整理して、いよいよ来年度から実施するという経緯に至った次第でございます。

【委員(大野)】 今、50人以上の該当校が5校あるということですが、この職員は常勤の職員ですよ。つまり臨時の人じゃなくて、常勤の人の数ですか。まずそこを確認させてください。

【指導室長(手塚)】 こちらの方については、常勤プラス講師等もすべて含めて、会計年度任用職員も含めて50人以上というふうに、我々の方では考えております。

【委員(大野)】 今日来るにあたって、自分でもよく調べておかなければと思って、法を見たら、読み間違いかもしれないですけど、法の解釈について国の方でつくっている中で、職員とは常勤を言うみたいなのが書いてあったような気がするんですが、そうではないんですか。

【指導室長(手塚)】 このところは、ほかのさまざまな自治体を調査させていただきまして、スクール・サポート・スタッフは昨年度までは違ったんですけども会計年度任用職員という

形になりましたので、このスタッフも入れる形になると、50人以上というふうに規定をしたところでは、この職員も入っているという形になります。

【教育長（岡田）】 昨年度までは、いわゆる臨時職員、アルバイト的な方々が、今年度から会計年度任用職員ということで、学校も週5日の9時から4時何分でしたか学校によって違いますが、それもカウントするようになったということで必要性が増したということです。

【委員（大野）】 会計年度任用職員の方は、じゃ常勤職員になるんですね。それも入るわけですね。私、常勤職員というとフルタイムだと思っていたんですが、そうじゃないんですね。わかりました。理解できました。

【委員（榎本）】 産業医というのは、それぞれの学校独自の方というか、ほかのところと兼ねてもいいんでしょうか。あと、学校医を兼ねてもいいのかという点と、個々に衛生推進者を置かなくてはいけないことになると思うんですが、この方たちは具体的にどのようなことをするのでしょうか。

【指導室長（手塚）】 まず産業医についてですけれども、クリニックと市の方と契約をして、こちらの方から派遣という形になりますけれども、その方が何校か受け持つという形になってくる方式をとっていききたいというふうに考えています。1点だけ、学校医が兼ねるかどうかについては、ちょっと調べさせていただきたいと思いますので、次回回答させていただきます。

続きまして、衛生推進者につきましては、今まで副校長が担当していたところがあります。副校長が担当していたところから、50人以下の学校になるわけなんですけれども、おおむね副校長またはほかの教員という形になります。

【委員（榎本）】 具体的にはどのようなことをするのでしょうか。

【指導室長（手塚）】 この衛生推進者も含めて、そもそも今回の安全衛生管理というのはどういうものかということなんですけれども、いわゆる学校の施設内で危険箇所はないかとか、例えば働き方について勤務時間が非常にオーバーしている場合には産業医も交えてどういう点を改善していけばいいかということをお話したりするようなものでございます。そうすると、50人以下の学校には産業医が入るわけじゃないので、そこは市教育委員会としてもサポートしていかなければいけないと思っております。今までもやっておりました学校の心理相談、月に1回ございますので、そちらの方で働きかけを強めたり、そのような形で我々としては進めていきたいというふうに考えているところでございます。

【教育長（岡田）】 産業医というのは、一般の医師たちがさらに何か資格をとらないと産業医にはなれないんじゃないんですか。ですから、中には産業医の資格をお持ちの学校医もおられると思いますけれども、すべてではないので。そこはよく調べて、次回説明させていただきます。

ほかにはいかがでしょうか。

【委員（大野）】 1枚目の2番の（5）のイ「衛生管理者は、労働安全衛生規則第10条に規定する職員または同令第62条の規定により衛生管理者の免許を受けた職員のうちから学校長

が推薦し、教育長が選任する」とあるんですけれども、具体的にはどういう人なんですか。

【指導室長（手塚）】 こちらの方は衛生管理者の免許を持った職員、つまり誰なのかという形なんです、これは体育の免許を持っている教員または養護教諭に値するという形になります。

【教育長（岡田）】 これから研修を受けたり受験したりしなくても、すでに保健体育あるいは養護教諭の免許があれば、これに該当するということですね。わかりました。これから講習を受けて試験を受けるのかなと思ったんですが、そうじゃないですね。

ほかにはいかがでしょうか。

【委員（大野）】 3枚目、管理規則の第2条のところですけど、このただし書きのところが読んでもよくわからないんです。「この規則で『職員』とは、学校に勤務する者をいう。」、これはわかります。「ただし、青梅市から給料または報酬を受けている者（以下『市費負担職員』という。）であって、勤務する者の人数が50人未満の学校に勤務するものを除く。」、これ読み取れないです、どうしても。

【指導室長（手塚）】 こちらもあわせて確認いたします。

【委員（大野）】 ぜひわかりやすい文面にさせていただきよう、よろしくお願いします。

【教育長（岡田）】 ほかにはいかがですか。この施行は4月1日ですから、今日決めないといけないですね。今の不明な点は次回補足の説明をいたしますが、全体としての要綱の制定であります、これについては協議事項としてお諮りしたいと思います。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校職員安全衛生管理規則の制定について、は承認されました。

5 青梅市立学校事案決定規程の一部改正について（指導室）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項5を議題といたします。青梅市立学校事案決定規程の一部改正について、を説明いたします。

【指導室長（手塚）】 これからしばらく続きますので、よろしくお願いします。

それでは、協議資料5をご覧ください。青梅市立学校事案決定規程の一部改正についてでございます。

1番、改正の理由です。青梅市立学校職員安全衛生管理規則の制定に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

2番、改正の内容、（1）安全衛生委員会に関する規定の削除、（2）その他所要の規定の整備という形でございます。

3番、施行期日は、令和3年4月1日です。

こちらは、先ほどの安全衛生管理規則の制定に伴ってというものになります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。2枚おめくりいただきますと、現行と改正後とござ

います。現行の表の中、別表第4条関係でございます。No.100に、「安全衛生委員会を設置し、および開催すること」という規定が今までありました。今回、安全衛生管理規則が制定されたことに伴って、こちらの方を削除するというものでございます。

以上でございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校事案決定規程の一部改正について、は承認されました。

6 青梅市立学校等職員服務規程等の一部改正について（指導室）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項6を議題といたします。青梅市立学校等職員服務規程等の一部改正について、を説明いたします。

【指導室長（手塚）】 それでは、協議資料6をご覧ください。青梅市立学校等職員服務規程等の一部改正についてでございます。

1番、改正の理由です。東京都教育委員会職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正および東京都立学校職員出勤記録整理規程の運用上の留意事項を踏まえ、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

2番、改正する規程です。（1）青梅市立学校等職員服務規程、（2）青梅市立学校等職員の出勤記録および出勤簿整理規程です。

3番、改正の内容です。押印にかかる規定を削除し、または出勤の表示にかかる規定に改める、というものでございます。

4番の施行期日については、令和3年4月1日からになります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。まず改正後、そして現行とあります。現行のちょうど中段、（出勤簿に使用する印鑑）という形で第6条「出勤簿の押印は、あらかじめ出勤簿の整理者に届け出た印を使用し、朱または類似の色をもってしなければならない。」というものが、改正後はなくなるという形です。

続いて上の方を確認させていただきたいと思いますが、（出勤等）について第6条になりますが、今までは「あらかじめ届け出た印をもって、自ら押印しなければならない」というものが、改正後は「出勤の表示をしなければならない」としています。我々教育委員会としまして出勤の表示は何かという形なんですけれども、出勤簿の方に丸というのをやれば、それでいいもの

だろうというふうに踏んでいるところでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして裏面になります。(10)の年次有給休暇のところ
です。時間単位の押印というものは、今回出勤の表示ということで、こちらと同じく丸を想定
しているところでございます。

このような形が変わっていくという形です。現在のところ、教員の方はすでに出退勤システ
ムを使っているということもありますので、こちらを使っていくのは例えば講師とかそのよう
な者が対象という形になります。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ござ
いますか。

よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校等職員服務規程等の一部改正
について、は承認されました。

7 青梅市立学校に勤務する会計年度任用職員の兼業および兼職に関する要綱の一部改正 について(指導室)

【教育長(岡田)】 次に、協議事項7を議題といたします。青梅市立学校に勤務する会計年度
任用職員の兼業および兼職に関する要綱の一部改正について、を説明いたします。

【指導室長(手塚)】 それでは、協議資料7をご覧ください。青梅市立学校に勤務する会計年
度任用職員の兼業および兼職に関する要綱の一部改正についてでございます。

1番、改正の理由です。都立学校に勤務する会計年度任用職員の兼業・兼職に関する要綱の
一部改正を踏まえ、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

2番、改正の内容、押印にかかる規定を削除する。

3番、実施期日としましては、令和3年4月1日からです。

それでは、1枚おめくりください。様式第1号の下の方、改正前の現行をご覧ください。一
番下の自分の氏名を書くところに丸印とあるのがおわかりでしょうか。改正後はこの丸印がな
くなります。

また所属校の記入欄ですけれども、副校長と校長の押印が必要なところもなくなります。そ
のかわり、兼業内容が問題ないことを確認したという、こちらの方もさらにきちっとチェック
をして確認していくというように変わっていくというものでございます。

以上でございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（榎本）】 副校長、校長の印がなくなるのはいいんですけど、それって名前も書かないという感じですか。

【指導室長（手塚）】 こちらは、そのとおりです。兼業内容に問題がないことを確認したというところにチェックをしたことで確認したという形になります。

【委員（稲葉）】 ここにチェックを入れるんですか。

【指導室長（手塚）】 そうですね。

【委員（大野）】 誰がチェックしたのかというのは、ここに書かないんですか。

【指導室長（手塚）】 これは校長、副校長の方に提出した形でできますので、このような形でやっていくというふうに都の方が変わってきて、市も単純にそれにあわせていただけなんです。

【委員（大野）】 責任の所在がはっきりしませんね、校長と副校長の。東京都がやっているのなら別にいいですけど。確かにこれおかしい。

【委員（稲葉）】 どなたが確認したかというのは必要なとは思いますが。

【教育長（岡田）】 基本は校長なんだろうね。校長先生が不動産を持っていた場合は、副校長になるのかな。校長に統一しておきますか。兼業はそんなに多くはないと思いますので。

【委員（大野）】 市の管理運営規則がちょっとわかりませんが、たしか副校長が最終決定しているという業務もありましたよね、出張とか何か。事案決定規程ですか。服務に関しては大体副校長先生が決定権者になっていますね。そこをよく整理しないと、一概に校長かどうかよくわからない。

【教育長（岡田）】 決裁権者をそちらで規定していけばということで、よく整合性をあわせてください。

そういうことでよろしいでしょうか。

それでは協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校に勤務する会計年度任用職員の兼業および兼職に関する要綱の一部改正について、は承認されました。

8 青梅市スクール・サポート・スタッフ取扱要綱の一部改正について（指導室）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項8を議題といたします。青梅市スクール・サポート・スタッフ取扱要綱の一部改正について、を説明いたします。

【指導室長（手塚）】 それでは、協議資料8をご覧ください。青梅市スクール・サポート・スタッフ取扱要綱の一部改正についてでございます。

1番、改正の理由でございます。教員の負担を軽減するため、夏季休業等の学校の休業日に

においても必要に応じた勤務を可能にしようとするものでございます。

2番、改正の内容です。勤務日について、学校の休業日における勤務を可能とする、というものです。

3番、実施期日、令和3年4月1日からになります。

1枚おめくりください。太書き、下線が入っているものでございます。現行のところだと、「ただし、青梅市立学校の管理運営に関する規則第4条第1項に規定する学校の休業日は、勤務しないものとする」と書かれておりました。ですから、今までは7月20日で勤務を終了し、9月1日からでしかお仕事ができなかったという内容でございます。こちらを改正後は削除していきます。そうしますと、市内の小学校、中学校においては実際7月22日、23日までやっているという実態、また8月24日、25日から始まるという実態がありますので、それに伴ってスクール・サポート・スタッフの勤務も可能になったというものでございます。

以上でございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市スクール・サポート・スタッフ取扱要綱の一部改正について、は承認されました。

【教育長（岡田）】 次に、先ほど協議事項2、協議事項3、協議事項4、協議事項5および協議事項6が承認されたことに伴い、議案が6件追加されるとのことであります。

つきましては、本日の日程に、議案第27号 押印廃止に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について、議案第28号 青梅市教育委員会後援名義使用承認事務取扱規程の一部改正について、議案第29号 青梅市学校運営協議会規則について、議案第30号 青梅市立学校職員安全衛生管理規則について、議案第31号 青梅市立学校事案決定規程の一部改正について、および議案第32号 青梅市立学校等職員服務規程等の一部改正について、を追加したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認め、本日の日程に議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号および議案第32号を追加いたします。

議案書を配付いたします。

〔議案書（2）配付〕

日程第5 議案審議

議案第27号 押印廃止に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

【教育長（岡田）】 それでは、議案審議を行います。

ただいま議題となりました議案第27号 押印廃止に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第27号 押印廃止に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について、ご説明いたします。

本案は、先ほど協議資料2にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認賜った規則にかかる部分の議案でございます。

内容につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、議案第27号 押印廃止に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について、は原案どおり可決されました。

議案第28号 青梅市教育委員会後援名義使用承認事務取扱規程の一部改正について

【教育長（岡田）】 次に、議案第28号を議題といたします。

青梅市教育委員会後援名義使用承認事務取扱規程の一部改正について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第28号 青梅市教育委員会後援名義使用承認事務取扱規程の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、先ほど協議資料2にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認賜った規程にかかる部分の議案でございます。

内容につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、議案第28号 青梅市教育委員会後援名義使用承認事務取扱規程の一部改正について、は原案どおり可決されました。

議案第29号 青梅市学校運営協議会規則について

【教育長(岡田)】 次に、議案第29号を議題といたします。

青梅市学校運営協議会規則について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹(梶井)】 それでは、議案第29号 青梅市学校運営協議会規則について、ご説明いたします。

本案は、先ほど協議資料3でご説明をさせていただきました内容でございます。協議いただいたところにつきましては、一部表現の記載の部分につきましては再度確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、追加させていただいた第15条関係を含めましてご協議いただきましたので、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたします。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、議案第29号 青梅市学校運営協議会規則について、は原案どおり可決されました。

議案第30号 青梅市立学校職員安全衛生管理規則について

【教育長(岡田)】 次に、議案第30号を議題といたします。

青梅市立学校職員安全衛生管理規則について、を説明いたします。

【指導室長(手塚)】 議案第30号 青梅市立学校職員安全衛生管理規則についてでございます。

先ほどご説明の方はさせていただいたとおりでございます。

よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたします。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、議案第30号 青梅市立学校職員安全衛生管理規則について、は原案どおり可決されました。

議案第31号 青梅市立学校事案決定規程の一部改正について

【教育長（岡田）】 次に、議案第31号を議題といたします。

青梅市立学校事案決定規程の一部改正について、を説明いたします。

【指導室長（手塚）】 議案第31号 青梅市立学校事案決定規程の一部改正についてでございます。

内容については、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、議案第31号 青梅市立学校事案決定規程の一部改正について、は原案どおり可決されました。

議案第32号 青梅市立学校等職員服務規程等の一部改正について

【教育長（岡田）】 次に、議案第32号を議題といたします。

青梅市立学校等職員服務規程等の一部改正について、を説明いたします。

【指導室長（手塚）】 議案第32号 青梅市立学校等職員服務規程等の一部改正についてでございます。

こちらにつきましても、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、議案第32号 青梅市立学校等職員服務規程等の一部改正について、は原案どおり可決されました。

再 日程第3 教育長報告事項

1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決書処分の報告について

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項1、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について、を議題といたします。

本件は、青梅市教育委員会事務局職員および青梅市立小・中学校教職員の人事異動の決定に関し、青梅市教育委員会事務委任規則第2条の規定にもとづき、教育長の臨時代理をもって専決処分した事案について、規則第3条の規定にもとづく報告であります。

本件は、人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

【教育長（岡田）】 会議の途中ですが、会議時間は午後4時までとなっております。ここで時間延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 ご異議なしと認めます。よって、時間延長することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

〔 休 憩 〕

【教育長（岡田）】 再開いたします。

【非公開】

【公開】

【教育長（岡田）】 ここから会議を公開といたします。

【教育長（岡田）】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他、何かありますか。

【指導室長（手塚）】 先ほどの産業医のことについてわかったことがありますので、お伝えいたします。やはり産業医は資格が必要になってきます。かなりハードルが高いというか、厚生労働大臣の指定する者に研修がありまして、その研修を修了した者でないとできないという形になっておりますので、産業医についてはそういう資格があるということは確認させていただきました。

それから、先ほど大野委員からありました第2条関係のところです。「勤務する者の人数が5

0人未満の学校に勤務するもの」と、確かに解読がなかなか難しい内容なんですけれども。このとらえ方なんです、「この規則で『職員』とは」という、「職員」という言葉がここで重なることもあって、「勤務する者」という形にしたということでした。「50人未満の学校に勤務するものを除く」ということは、つまりは50人以上の学校だという形になるわけなんですけれども、どうしても文章はこういう形なんだということは係長から説明を受けたところなんです、ちょっと私たちの方でもここについてはもう一回戻って整理をしたいと思います。

【委員（大野）】 やっぱりこういう文章は誰もが読んでわかるということ、ぜひよろしくお願ひします。

【教育長（岡田）】 法律用語で、わかりにくくこねくり回しているんですね。わからなくなったところは付則でごまかしている。本文には書いてなくて、最後の最後で、「ただし、除く」とか。

幼稚園がそうなんです。幼稚園って、個人でも経営できるんです。「当分の間」ということで、70年たっても当分の間です。学校法人にしなくても。

よろしいですか。

【教育長（岡田）】 それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 お手元の今後の日程をご覧ください。

4月2日（金）新補、転補校長紹介、午前9時30分から、会場は教育委員会会議室となります。

その後、教職員辞令伝達式、午前10時から、会場は204～206会議室です。

4月6日（火）青梅市立小学校入学式、4月7日（水）青梅市立中学校入学式です。入学式については、来賓の参加はなしということになっております。

4月14日（水）第1回教育委員会定例会を午後1時30分から、会場は教育委員会会議室になります。

その後、教育施設訪問が午後3時30分から、場所は市立美術館、五百城文哉作品展の鑑賞等を予定しております。

今後の日程は以上です。

【委員（大野）】 辞令伝達式は、最終的にこちらの会場に来ていただく方は、新規採用だけではなくて例えば転入とか、もしくは昇任の人ということですか。

【教育長（岡田）】 今日、ここに名前が載っていた方全員出席の方向で、今準備しております。昨年度は緊急事態宣言ということと学校休業ということで副校長と新規採用職員でしたけど、今年度はいろいろ協議したんですが、いちいち起立・礼じゃなくて、起立させてどんどん手際よくやって、時間を短縮した形で全員やってという予定しております。

ほかによろしいでしょうか。

日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（岡田）】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。

午後4時17分 閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員